

○熊本大学オープンアクセス方針

令和5年2月10日 附属図書館運営委員会審議了承

令和5年3月16日 研究推進会議審議了承

令和5年3月23日 教育研究評議会審議了承

(趣旨)

1. 熊本大学（以下「本学」という。）は、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与するため、教育研究の成果（以下「研究成果」という。）を広く公開するオープンアクセスに関する方針を定める。

(定義)

2. 本方針において研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行する出版物に掲載された論文、総説、予稿等の学術情報及びそれらに関するデータをいう。

(研究成果の公開)

3. 研究成果の公開は、次の各号に掲げるいずれか、または両方により、無償で行う。ただし、研究成果の著作権は、本学に委譲しないものとする。

(1) 熊本大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への登録

(2) 研究成果の著者等が選択する方法

(適用の例外)

4. 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由、その他研究遂行上の支障等の理由により公開が不適切であるとの申出が著者等からあった場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

5. 本方針は、施行後に公表された研究成果に適用するものとし、施行前に公表された研究成果及び施行前に本方針と相反する契約を締結した研究成果については適用されない。

(リポジトリへの登録)

6. リポジトリによる公開を選択する場合は、研究成果が公表されてからできるだけすみやかに、リポジトリで公開可能な版を本学に提供する。

(リポジトリの運営)

7. リポジトリに関わる事項は、「熊本大学学術リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

8. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(附則)

本方針は、令和5年3月23日より施行する。